

平成27年第3回定例会
斑鳩町議会会議録

平成27年6月5日
午前9時00分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(12名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
4番	小村尚己	5番	伴吉晴
6番	平川理恵	7番	嶋田善行
8番	井上卓也	9番	中西和夫
10番	坂口徹	11番	濱真理子
12番	木澤正男	13番	奥村容子

1, 欠席議員(1名)

3番 中川靖広

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 寺田良信 係長 大塚美季

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	乾善亮
総務課長	黒崎益範	総務課参事	谷口智子
企画財政課長	面卷昭男	税務課長	加藤恵三
住民生活部長	植村俊彦	福祉課長	中原潤
国保医療課長	山崎善之	健康対策課長	西梶浩司
環境対策課長	栗本公生	住民課長	安藤容子
都市建設部長	藤川岳志	建設課長	本庄徳光
観光産業課長	井上貴至	都市整備課長	松岡洋右
会計管理者	西川肇	教委総務課長	安藤晴康
生涯学習課長	真弓啓	上下水道部長	谷口裕司
下水道課長	上田俊雄		

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長(中西和夫君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

なお、中川議員から欠席の通告を受けております。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続きまして一般質問であります。順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、12番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。

12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) 皆さん、おはようございます。

それでは、通告書に基づきまして、私の一般質問をさせていただきます。

まず1点目には、戦争法案についてということですが、既にご存じのように、安倍内閣は5月15日に国際平和支援法、平和安全法制整備法と銘打って11本の法案を国会に提出しています。しかし、法案の中身は、これまでの歯どめをなくして自衛隊が戦闘地域まで行き、米軍や多国籍軍などの支援を行うものであり、これまで憲法9条のもとでできないとされてきた集団的自衛権の行使に踏み込んだ内容となっています。これは、日本の平和や国民の安全とはかけ離れたものであり、まさに戦争立法、戦争法案というのがその本質を捉えた呼び名だと思います。

現在、国会で審議が行われていますが、国会論戦を通じて法案の問題点が次々と明らかになっています。大きく3つの問題があるかと思っています。

1つは、自衛隊が戦闘地域で戦闘行為を行い、相手国と殺し、殺される関係になる危険が現実のものとなるという点です。政府の言う後方支援は戦闘行為にならないという点や、また、自己保存の武器使用は武力行使に当たらないという理屈が全く成り立たないということが、日本共産党の志位和夫委員長の国会での追及によって明らかになりました。

2つ目は、治安維持活動への参加です。PKO、国際平和維持活動法改定案では、形式上停戦合意がつけられているがなお戦乱が続いているようなところに自衛隊を派兵し、治安維持活動、安全確保業務をさせようとしています。しかし、実はこの治安維持活動こそが一番危険だと言われています。実際にアフガニスタンで治安維持活動を行っていた国際治安支援部隊、ISAF、アイサフでは、3,500人もの死者が出ています。安倍首相は、掃討作戦をするような活動はできないと述べていますが、このアイサフの

活動に憲法の解釈を変えて参加したドイツ軍は、当初、治安維持や復興支援を行っていましたが、地上での戦闘状態に陥り、武器の使用基準を自衛だけでなく任務遂行にまで拡大し、結果として35人の兵士が自爆テロや銃撃で犠牲になっており、まさに安倍政権が今、進めようとしていることを先取りの示しています。

3つ目は、日本が直接攻撃もされていないのに、アメリカが行う無法な戦争に参加する危険性の問題です。国会論戦では、過去にアメリカが行った大量破壊兵器の保有という捏造で行われたイラク戦争などの戦争を日本政府は無条件に支持・理解し、その判断が間違っていたのかという検証も反省もしていなかったことが明らかになりました。集団的自衛権を認めれば、アメリカに追随し、間違った戦争に日本が加担し、日本の若者が命を失う危険性が格段に高まることとなります。

こうした問題をはらんだ戦争法案を安倍首相は8月中に成立させるとアメリカの上下両院の演説の中で力説し、強行に成立を狙っています。それに対し、世論調査では国民の過半数が反対の意を示しており、多くの憲法学者や弁護士、また自民党の中からも古賀誠さんや野中広務さん、加藤紘一さんなど、自民党の中でもいわゆる重鎮と呼ばれる人たちが今の安倍政権のやり方に懸念を示し、批判の声を上げています。

以上、なるべく端的に紹介しましたが、これがこの戦争法案をめぐる情勢です。

私は、国政の問題ではありますが、これは決して他人事ではない、斑鳩町の住民にも大きくかかわる問題であり、この町内でも戦争法案を阻止し、廃案へと追い込んでいく世論を形成していく必要があると考え、今回、住民の命を守るという立場で町長の見解をお尋ねしておきたいと思い、質問にあげさせていただきました。

では、安倍内閣が今国会に提出した国際平和支援法、平和安全法制整備法について、町長はどのような認識をお持ちなのか、お尋ねをいたします。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 国際社会の平和及び安全の確保のために共同して対処する諸外国の軍隊等に対する支援活動の実施を目的とした、通称国際平和支援法法律案及び自衛隊法案等の一部を改正する法律案につきましては、本国会の我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会におきまして、連日審議がなされているところであります。どのような場合に諸外国の軍隊等に対し支援を実施するかなど本法律案の内容につきましては、現在、本委員会におきまして議論がなされているところでありますことから、これらの法律案に対する私の見解としましては、この場で意見を申しあげることが差し控えさせていただきますと思います。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 何か答弁をいただけるかなというふうに期待をいたしましたが、残念ながら、今、審議を行っているということで、町長の見解については確認をすることはできませんでした。

この国会での議論になりますので、中身についてここで議論するようなことはしませんが、やはりですね、私は、この法案というのは、通してしまうと実際に戦後70年、日本が守られてきた平和が崩されてしまうという非常に危険な思いを持っております。そうしたことからですね、この斑鳩町として、非核平和宣言も行っており、平和を守る、住民の命を守るという姿勢でですね、戦争法案を許さないという立場に立って、できることなら町長として意思表示とともに情報を発信していただくように強く要望いたしまして、この質問については終わります。

次に、2点目についてですが、介護保険認定者に対する障害者控除の対応についてということですが、65歳以上の高齢者で要介護認定者の方は、障害の程度によって税金の控除が受けられ、納税者自身または配偶者や扶養親族が所得税、住民税の控除が受けられます。控除できる金額については、障害者1人について27万円、特別障害者に該当する場合は40万円です。そして、所得税の控除が確定すれば、住民税についても無条件に障害者控除が受けられることになり、その額については、障害者控除が26万円、特別障害者控除が30万円となっています。この間、消費税が8%に増税される一方、年金給付は下がる、また、医療や介護の負担はふえるなど、高齢者の皆さんからは、もはや生活できない、何とかしてほしいという声が繰り返し寄せられています。

こうした中で、この制度を少しでも多くの高齢者の皆さんに活用いただけるような取り組みを町が進めていくべきだと考えます。実際にこの控除を受けるには、町が発行する障害者控除対象者認定書が必要となりますが、担当課のほうにお聞きしますと、斑鳩町では既に要綱を制定し、認定書の発行を行っておられるとこのことですが、この制度は申請をしないと適用されないことから、対象者本人やそのご家族の方に広く、そしてわかりやすく周知をすることが必要です。こうした趣旨を踏まえ、順次質問をさせていただきます。

では、まず1点目の、この間の経緯と現在の状況について、お尋ねをいたします。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 質問者がおっしゃいましたとおり、身体障害者や知的障害者等でなくても、介護保険の要介護認定、要支援認定を受けている65歳以上の人で

あって、それら障害者に準ずるといふ方につきましては、市町村が認定をした場合、所得税や市町村民税の障害者控除の対象となるものでございます。

本町におきましては、介護の必要度の段階をあらゆる要介護度により一律に認定するものではなく、要介護認定の際に用います主治医意見書に記載をされています障害高齢者の日常生活自立度、いわゆる寝たきり度、または認知症高齢者の日常生活自立度に基づいた認定基準を設けまして、ご本人または親族の申請により認定をいたしているところでございます。認定者には申告用に障害者控除対象者認定書というものを交付しているところでございます。

この制度の平成26年度の実績につきましては、申請件数は13件、うち特別障害者に準ずると認定した方は7件、障害者に準ずると認定した方は5件、非該当が1件となっているところでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 斑鳩町、26年度で13人の方が認定をされているということですが、非常に数としては少ないと思うんですね。実際にこの制度については取り組んではおられますけども、住民の皆さんにはよく知られていないというのが実態だというふうに思います。

先ほど申しましたように、この制度は申請をしないと適用されないということから、対象本人やそのご家族の方に周知をすることが必要です。そうしたことからですね、制度のわかりやすい周知とともに、申請書自体をですね、直接本人やご家族にお届けするという取り組みをしている自治体も全国的にはございます。そうしたことからですね、斑鳩町としてもそうした取り組みを行っていただきたいというふうに思いますが、今後の周知のあり方について、お尋ねをいたします。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） この制度の今後の周知のあり方ということでございますけれども、もちろん広報といたしましては、今後、町ホームページやあるいは確定申告前の町広報により周知していくとともに、また、ケアマネジャーなど直接要介護者、要支援者にかかわる方に対しましても制度の周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、周知の必要性もお認めになったというふうに思うんです。ホームページや広報、そしてケアマネジャーを通じてお知らせをするということですが、

私が求めました申請書も含めてですね、本人に通知をするということですね。特に介護認定の決定通知が本人さん等に送られると思いますので、その中に入れてお届けをするというのが、漏れがないといいますかね、よくて非常にわかりやすいものではないかというふうに思いますが、そうした周知方法についてはいかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） そうした方法も含めて検討させていただきたいと思いません。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 含めて検討いただけるということなので、ぜひ前向きに検討して、実施をしていただきたいなというふうに思います。

この障害者認定通知ですね、この制度の周知については、お隣の三郷町が通知文をこの介護認定の決定通知のところに一緒に入れてお届けをしているということでございまして、実際に三郷町でどれぐらいの方が認定を受けておられるのか聞きますと、300人ということでした。これは、介護保険の要支援、要介護どちらも対象にされていて、その介護認定者の方の35%がこの制度を利用されているということなので、全国的にどれぐらいの方が平均値として制度を利用されているのかというのが、私、現時点ではつかんでいませんが、やはりお隣の三郷町でもそれぐらいの実績を持ってやっておられるということでもありますので、少なくともやっぱりそれに近づくような数値で住民の皆さんにご利用いただけるように周知をしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

そうしましたら、次に、3点目の質問に移らせていただきます。3点目の質問については、学童保育ですが、前回の3月議会で、年度当初の申し込みが予想を超えて多くなっているということが報告をされました。そうしたことから、受け入れできない、申し込みがあっても断っているという状況があるのではないかというふうに心配をしています。こうした状況に対し、昨年度の3月議会では、今年度中に検討し、今後の方針を決めていきたいと町長のほうからも答弁がされていたというふうに思いますが、まだ結論的なものは出ていないというふうに思うんですが、この問題について、お尋ねをしておきたいと思うんです。

まずですね、1点目の現在の申し込み状況とその対応について、お尋ねをいたします。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 学童保育施設の申し込み状況でございしますが、平成27

年度分の当初入所決定といたしましては、1年生から4年生までの児童について、まず、斑鳩学童保育室で103名、斑鳩東学童保育室で95名、斑鳩西学童保育室で65名の入室決定を行いました。その決定後、当初募集期間において申請のあった5年生と6年生の児童について入室資格の審査を行いまして、追加分として、斑鳩学童保育室で17名、斑鳩東学童保育室で1名、斑鳩西学童保育室で3名の児童の入室決定を行いました。この結果、1年生から6年生までを合わせますと、斑鳩学童保育室で120名、斑鳩東学童室で96名、斑鳩西学童保育室で68名となったところでございます。

その後、1年生から6年生の全学年で、夏休みからの入室希望を加えた随時入室の申請者がございまして、これを加えますと、6月1日現在で、全て合わせてですが、斑鳩学童保育室で159名、斑鳩東学童保育室で111名、斑鳩西学童保育室で78名でございまして。

各学童保育室の面積あるいは指導員数から算出したしました最大の入室可能な児童の数は、斑鳩学童保育室で160名、斑鳩東学童保育室で118名、斑鳩西学童保育室で78名となります。現時点では、夏休みの希望も加えた入室人数は全ての学童保育室において受け入れ可能となっております。待機児童は出ていない状況でありますけれども、西学童保育室あるいは斑鳩学童保育室については、これ以上の受け入れは難しいという状況になっているところでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 当初ですね、申し込みが定員を超えるんじゃないかというふうに心配をしていましたが、今の段階では待機児は出ていないということだと思います。

ただ、住民の方からは、入れるかどうか聞いたけども、入れないと言われたというふうにおっしゃる方について何人かお聞きをしていますので、申し込みをされていない方でもやっぱり希望を持っておられる方っていうのがおられるんだなというふうに思っています。

それとですね、現在、保育所のほうの入所についても、新たに黎明ができたことによって町外の方がふえるのかなと思っていたら、町内の方が結構、今まで保育園に行かれていなかった方が保育所に入っておられる状況もあることから、今後、やはり学童の需要というのは非常に高まってくるんじゃないかなというふうに考えています。

そうしたことでですね、やはりこれからその対策というのが非常に重要になってくるかなというふうに思うんですが、1年間かけて今後の方針を検討するということですが、私は、今いっぱいになっていることで今後断るといような形ではなくて、ぜひ受け入

れをしていくという方向で検討していただきたいなというふうに思って、それが一番のこの質問の趣旨なのですが、それに対して、今の段階です、町のほうとしては今後の対応についてどのように考えているのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 先ほど申しましたように、面積あるいは指導員数からの最大入所可能数を超えての入所というものは、やはり子どもの安全性等を考えますとそれはできないというふうに思っております。

確かに、質問者がおっしゃいましたような、今後ふえていくというような状況も当然考えられます。ですから、今後、対応としましては、民間サービスの活用あるいは教育部門との連携など先進地の事例も含めてさまざまな角度から、3月の議会で町長が申しましたとおり平成27年度において調査研究を行って対応してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、部長のほうから、教育部門との連携や民間の活用について触れられましたが、実際に国のほうも小学校の空き教室などを利用して学童保育を実施するよということ、この間、取り組みも進めてきておられます。

それとですね、民間の活用につきましては、以前、子ども・子育て会議の中で保護者の代表して出席をされていた方からも、民間を利用する際の費用の差額についての補助ですね、なんかを検討してほしいという声も出ていました。どんなやり方があるのかというのと、さらに、保護者のニーズに対応できるものなのかという点がありますが、今のある建物ですね、がいっぱいになっているので、やはり増築をすとか、そういったいろいろな工夫をしないと受け入れができないという状況は確かですので、そうした工夫もしながらですね、きちんとやっぱり希望者に対しては受け入れをするという姿勢で臨んでいただきたいというふうに思いますので、要望しておきたいと思います。

そうしましたら、4点目の質問に移らせていただきます。それでは4点目ですが、教科書採択についてあげさせていただきました。ことは、来年度から使用する中学校教科書を採択する年となっています。教科書採択は、現在、教員が参加して行われる教科書の調査研究に基づき教育委員会が行うことになっているかと思ひます。また、教科書採択には、幾つかの市町村が共同して同一の教科書を採択する共同採択と、市町村単独や国立・私立の中学校単位で採択する単独採択があります。共同採択の場合、調査員、地域内の教員と校長などで構成する地区選定委員会が調査研究を行うとなっています。

調査結果は複数の市町村の教育委員会などが集まる採択地区協議会に報告がされ、単独採択の場合は採択地区協議会はないとのこと。教育委員会は、協議会の協議をもとに採択するとされています。なお、採択決定は8月31日までとなっていますが、日程は自治体によって異なっているようです。全国的に見ますと、2011年度ですが、7月中に採択をした市町村教育委員会が約5割あったということですが、こうした状況のもと教科書の採択が進められていますが、近年、侵略戦争を美化し、日本国憲法を敵視するような団体が発行する教科書の採択を狙う動きがあったり、また一方では、地方教育行政法の改定で、首長と教育委員会が協議、調整する総合教育会議が設置され、教育行政の基本的方針を定める大綱を首長が策定することになり、首長がこれまではなかった教科書採択にまで口を出すというような動きが確認をされています。

斑鳩町ではそうしたことはないと思うのですが、この際、きちんと質問で取り上げ、そうした点について確認をさせていただきたいと思い、一般質問にあげさせていただきました。

では、まず1点目の教科書採択に至るまでの流れについて、お尋ねをいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 採択への流れにつきましては、今、質問者も一定説明をさせていただいたところでございますけれども、改めて説明をさせていただきます。

市町村立の小・中学校で使用いたします教科用図書の採択権限は、あくまで各市町村の教育委員会にございます。その採択の方法につきましては法律がございまして、ちょっと法律の名前、長いんですけども、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律という法律がございまして。この法律に従いまして各都道府県の教育委員会が各都道府県の中をですね、採択地区、何か所か決めるという中で、その採択地区が決まれば、その中の市町村が原則同じ教科書を使うという流れになってございます。

単独というのは、奈良県におきましては12市がございまして、12市については単独、ほかの郡部については採択地区協議会ということで、全体で18地区の採択協議会があったというふうに記憶しております。

生駒郡につきましては、そのうち第4地区に該当をしております、生駒郡4町によってこの第4地区の採択協議会を設置をしております。その採択協議会のメンバーといたしましては、各4町の教育委員長、教育長、今、平群町が新教育長でございますので、平群町につきましては教育長と教育長の職務代者が入っております、その8人と、生駒郡の保護者の代表お二人の方を入れていただきまして、10人で構成をされているとこ

ろでございます。その中で、先ほどもご紹介いただきましたように、各学校の教員の方々に、教科ごとの調査研究をするために研究員として委嘱をしております。その調査研究員から提出されます各教科書の研究報告書等を参考にいたしまして、この第4地区採択協議会において協議が行われ、結果、教科・種目ごとに1種の教科書が選定されるということでもあります。この採択協議会の教科書が選定された結果を踏まえまして、採択地区内、斑鳩町で教育委員会で審議をいたしまして、先ほどご紹介のありました8月31日まで採択の決定を行うこととなります。

今回の第4地区の採択協議会の2回目といたしますか、その採択をする日程がですね、7月の30日に開催する予定でございますので、それ以降の開催が各地教委でされますので、8月に入ってからの採択になるのかなというふうに考えてございます。

また、採択地区協議会だけで単独でするんじゃなくてですね、こういった教科書が採択の対象になっているのかということで、一般の方々にもその教科用の図書につきまして閲覧ができるように、今回は安堵町のカルチャーセンターでございますけども、6月の7日から7月の17日にかけて見本の展示しております。また、各学校の教員にもその図書を配付して、学校でも見られるような配慮もされているところであります。

今回の場合、今回されておりますのが、先ほどもご紹介になりました、来年度から4年間、中学校のほうで使用する教科用図書でございます。そういう流れで今まで来ているということでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、教育長のほうから答弁がありましたように、たしか広報でも、安堵町のカルチャーセンターで閲覧ができますということで、日程も含めて載っていたかなというふうに思いますが、そうして広くいろいろな方に見ていただいて、やはりいろいろな意見をお聞きする中で、何がふさわしいのかなということで検証をさせていただいてほしいなと思うんですが、その中でですね、学校の教員、先生の意見っていうのはどんな形で反映されるのかという点についても確認をしておきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 先ほど説明すればよかったんですけども、先ほど、学校のほうにもそういう図書が配付の配慮がされているということでございます。教員の意見につきましては、その意見を、学校票という書類があるんですけども、そこに記入して、その採択協議会のほう、あるいは調査員のほうに提出されるということでございます。そういう形で反映をされるということでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） わかりました。

それでは、2点目のですね、地方教育行政法改定後の体制と教書採択のあり方についてということですが、最初の質問のときに申しあげましたように、教育行政の体制が変わってですね、総合教育会議などが設けられるようになったということですが、こうした体制が変わった後ですね、この教科書の採択の体制について、この生駒郡っていう形になるかと思うんですが、何か変化があるのか。実際にそれぞれの町で総合教育会議などがされているかと思いますが、その中でこの教科書採択の問題について何か触れられるような意見があったのか。他町のことについては、教育長、今、現時点でお聞きしている段階で構いませんので、お答えをいただければと思います。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 今のご質問につきましては、総合教育会議の中で教科用図書の採択についての何らかの協議の場があるのか、ないのかというご質問というふうに理解させていただいて答弁をさせていただきます。

4月1日から地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正されたということで、今ご紹介ありました総合教育会議も、新教育長が生まれる、生まれないにかかわらず、各市町村で首長が設置するということになってございますが、斑鳩町では、5月の28日に第1回目の会議を開催をさせていただいたところでございます。

この1回目につきましては、その中身の協議・調整事項でありますとか、そういった、どう進めていくかということについても話し合われたわけでありまして、要は教育の条件整備、重点的に講じるべき点について行う施策でありますとか、児童生徒の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置等々、これはもう地教行法で定められておるものでありますけど、そういったことについて、こういう形で今後も開催していくという意思統一が図られたところでございます。

その中で、教科用図書の採択でございますとか、個別の教職員の人事でありますとかいうことにつきましては特に政治的中立性が求められるものでございますので、これについてはその総合教育会議の中においては協議すべき対象にすべきではないと、これはもう文部科学省のほうからそうした見解が示されておるところでございます、本町におきましても当然のことながら教科用図書の採択につきましては協議の対象とはしていないということでございます。

各町の状況を郡の教育長会議の中でいろいろ聞かせてもらいます。当然ながら協議の

対象にはしませんよということで意思統一されているというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） わかりました。今、教育長の答弁をお聞きして、安心をいたしました。全国的にそうした、何て言うんですかね、権限を飛び越えて実際に口出しをしてきているという状況が確認されていますので、今、斑鳩町の教育委員会、またこの生駒郡ですね、そうした状況はないということではっきりと確認できましたので、今後ともそうした政治的中立というのをしっかりと守った中でですね、教科書採択がされる、また教育行政につきましても進めていっていただきたいなというふうに思います。

今回4つ質問させていただきましたが、残念ながら1点目につきましては答弁いただけませんでした。前向きの答弁が非常に多かったのが非常にスムーズに進めることができました。以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（中西和夫君） 以上で、12番、木澤議員の一般質問は終わりました。

続いて、10番、坂口議員の一般質問をお受けいたします。

10番、坂口議員。

○10番（坂口徹君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告順に従いまして私の一般質問を始めさせていただきます。

まず初めに、国道25号の歩道の整備についてですが、このことにつきましては、これまでにも一般質問し、状況について聞いてきたところでもあります。現在、竜田大橋東詰めから猫坂までについて、暫定的に一部の区間において歩道が確保され、通学児童を初めとする歩行者の安全確保につながっているように思います。また、昨年度からは竜田大橋西詰めから三室北交差点、イオンのところですね、までの間についても工事に着手され、おおむね歩道の形は見えてきたように思います。しかしながら、中途半端に工事が残っているような状況で、歩行者や近隣の住民の方からは、いつ完成するんやという声を多く聞いているところでもあります。

こうした状況において、今後の事業の見通しについてお聞きいたします。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただいております竜田地区の国道25号歩道整備事業についてでございますが、現在、国が鋭意進めている事業でございます。町といたしましても用地交渉や工事施工等に当たりまして地元調整を行ってきているところでございます。

初めに、この事業の経過を少し説明をさせていただきますと、平成20年度に事業実

施のための路線測量が行われまして、平成22年度には地元地権者、それから自治会長様を対象といたしました事業説明会と土地の境界確認の現地立ち会いが実施をされました。平成23年度夏ごろからは用地交渉が開始をされまして、一定まとまった区間での用地確保ができた箇所から随時工事に着手されてきたところでございます。

次に、工事整備状況でございますけれども、質問者からもご紹介いただきましたように、平成25年度には竜田大橋東詰めから東側約70メートルの区間におきまして、また、平成26年度には猫坂交差点付近から約50メートル、竜田大橋西詰めから中古車販売店までの約190メートルの区間において暫定整備工事が行われてまいりました。

さて、ご質問の今後の整備の見通しにつきましてでございますが、町といたしまして、今議会に議案を上程させていただいておりますとおり、竜田大橋西詰めから三室北交差点までの区間において公共下水道整備工事を実施いたしまして、歩道整備事業の用地内の下水道管を敷設してまいりますが、平成27年度の国の当初予算におきまして竜田地区の歩道整備として約5,400万円の事業予算が確保されております。町の下水道整備工事の進捗に合わせまして国道25号の歩道整備の本整備が実施されるものと聞いております。

なお、それまでの間におきましても、対応が可能なものにつきましては暫定的な整備を行っていただき、より利用者の安全確保が図られるよう、国に対して働きかけを行ってまいりたいと考えております。

また、竜田大橋東詰めから猫坂交差点までの区間につきましても、用地取得に向けて取り組みを進め、できるだけ早期に歩道整備が実現できるよう、町といたしましても地元調整等に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 10番、坂口議員。

○10番（坂口徹君） 下水工事との絡みもあると思いますが、この区間につきまして早期に完成していただきますようお願いいたします。

それとですね、竜田橋東詰め、国道25号の南側ですね、ここの角地に、今、1本電柱が立っていると思うんですけれども、この電柱もなくなると、奈良方面から来る渋滞の解消にもつながると思われまますので、この区間につきましても早期にできるよう、あわせて要望しておきます。

それでは、次の質問です。学校安全ボランティアについてですが、これは2001年6月に大阪教育大学附属池田小学校におきまして不審者の乱入により児童8名が殺害された事件や、2004年11月に奈良市の小1女児殺害事件、また、最近では通学途中

の子どもの列に車両が突っ込むなどの事件、事故が多発しております。特に2004年の奈良市の小1女兒が誘拐され、死体が平群町で発見されたというこの事件がきっかけになっているように思いますけれども、このような登下校時における子どもの安全を確保するには地域全体で見守る体制が必要であるということを考えているところであり、現在、多くの方のボランティアの方に活動していただいております。このボランティアの方々が安全に活動していただき、また、より効果的な活動となるよう支援が必要と考えます。

そこでまず、この学校安全ボランティアの現状について、お聞きいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） まず、発足からの経緯を申しあげたいと思いますが、今ご紹介がございましたように、平成16年11月に奈良市で帰宅途中の小学校1年生の女兒児童が誘拐のあとに殺害、遺棄された事件、この事件をきっかけといたしまして、平成17年度から、住民の皆さま方の、自分たちの地域は自分たちで守るという強い意志のもとに活動いただいているところでございます。

また、その後も、全国的には、児童生徒が犠牲になる凶悪な事件でありますとか、交通事故が発生をしておりますして、最近では去る5月に大阪の豊中市で小学生5人が重軽傷を負うなどの交通事故が発生したところでございます。子どもを取り巻く環境は年々厳しくなっておりますして、また、複雑・多様化しております。悪質な犯罪や交通事故から子どもを守るため、一層、学校、家庭、地域、そして行政の連携を密にした取り組みが必要となってきたということでございます。

こうした中で、本町におきましては、引き続き学校安全ボランティアを募集いたしまして、登下校時の見守りや誘導、児童への声かけなどをお願いをしているところでございます。日ごろから子どもたちの安全・安心のために自分たちのできる範囲の中で自発的に活動いただいております。また、町広報紙におきまして、年2回、学校安全ボランティアを募集をしております。本年6月1日現在では71名の皆さまに登録をいただいております。この登録の際には、皆さまに安全に活動いただけますように、児童生徒の誘導などに使う案内旗でありますとか、危険を知らせる笛、また、見た目ですぐわかる被視認性を高める安全ベストを配付させていただいておりますして、あわせてそのときに活動についての留意事項も説明をしている状況でございます。

○議長（中西和夫君） 10番、坂口議員。

○10番（坂口徹君） ただいまのご答弁の中で、ボランティアの登録の際には活動につ

いての留意事項を説明しているということですが、この内容についてお聞きいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 留意事項でございます。例えば、都合のよい日や時間帯、活動しやすい場所でご自身のペースで活動していただくということが1番目でございますが、先ほども申しあげましたように、安全旗、ベスト、笛等を活用して学校安全ボランティアとしてわかりやすい服装で活動していただくこと、また、交通事故等には十分に気をつけていただくこと、さらに、不審な人物や車両を見かけたときなど緊急時には警察、学校、教育委員会に連絡をいただくことなどボランティアの皆さま方が安全で安心して活動いただけるような説明をさせていただいているところでございます。

○議長（中西和夫君） 10番、坂口議員。

○10番（坂口徹君） それでは次に、学校安全ボランティアの方が安全に活動していただき、より効果的な活動ができるよう、交通事故や犯罪者から身を守るための講習会や研修会等の開催をされてはどうか。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 先ほども申しあげましたが、学校安全ボランティアにつきましては、登下校時の児童の見守りや声かけ、通学路での誘導や引率など、日ごろから子どもたちの安全・安心のため、自分たちのできる範囲の中で自発的に活動いただいているところでございます。おっしゃいますように、活動時における学校安全ボランティア自身の安全を守ることや児童への声かけや誘導をより効果的に、安全に行えるよう、講習会や研修会を開くことは大変意義のあることだと考えております。

こうした中で、本町におきましては、身近な犯罪から家庭を守る町民集会所でありますとか、交通安全フェスタ等を開催をしているところでございまして、こうした機会を通じて最近の犯罪や交通情勢等をお知りいただきまして、地域での連帯意識を高めたり、活動内容を再認識をしたり、また、自己の研さんなどに努めていただくことを期待しているところでございます。

なお、教育委員会といたしましても、これとは別に、活動される方が安心して活動できるよう、また、いざというときに迅速かつ適切な対応をとっていただけるような研修会の開催も含めまして、さまざまな機会を通じた支援策を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 10番、坂口議員。

○10番（坂口徹君） 子どもの安全を守るためには、多くの方がこのボランティアに参加し、安全に活動していただけるような支援をお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、10番、坂口議員の一般質問は終わりました。

続いて、13番、奥村議員の一般質問をお受けいたします。

13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 議長のお許しをいただき、最初に一言、ご挨拶を申し上げます。先の統一地方選挙におきましては、町民の皆さまの温かいご支援を賜りましたこと、心から感謝し、御礼を申し上げます。町長を初め、理事者の皆さまには、ご指導、ご鞭撻のほど賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、通告書に従いまして、大きく2項目の質問をさせていただきます。

まず、1項目は、学校給食における食物アレルギーの対応についてであります。本町の小学校に通う児童のお母さんがおっしゃっていたお話です。朝、登校を渋る我が子に「きょうも給食おいしいよ」と言うと、「いってきます」と登校していった。それほどまでに子どもたちが楽しみしている本町の給食はおいしいと大変好評であります。先生や友達と楽しく食べた給食の味は一生忘れないことと思います。しかし、子どもたちを取り巻く環境や社会生活の変化により、食物アレルギーで悩む児童生徒は年々増加の傾向にあると言われております。ご家族の皆さまも大変悩んでおられることと思います。

2012年12月、東京都調布市で食物アレルギーのある小学生が誤ってアレルゲンを含む食材を食べ、給食後に死亡するという非常に痛ましい事故が発生いたしました。未来を担う子どもたちの命をどのように守っていくのかという観点からこの質問をさせていただきます。食物アレルギーを有する児童生徒への対応について、本町の学校現場での取り組みについて、4点にわたってお伺いをいたします。

1点目は、食物アレルギーを有する児童生徒の状況について、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） ご質問の本町の学校、幼稚園におけます食物アレルギーを有する児童生徒・園児の状況、これは本年の5月1日現在について説明をさせていただきます。

まず、小学校3校でございます。小学校3校では42人、食物アレルギーを有する児童生徒の数が42人となっております。その内訳といたしましては、斑鳩小学校で13人、斑鳩西小学校で11人、斑鳩東小学校では18人となっております。次に、中学

校2校では、合計が45人となっております、その内訳といたしましては斑鳩中学校で21人、斑鳩南中学校で24人となっております。次に、幼稚園3園でございます。合計が11人となっております、その内訳につきましては、斑鳩幼稚園で2人、斑鳩西幼稚園で4人、斑鳩東幼稚園で5人となっております。

また、この食物アレルギーを有する児童生徒・園児のうち、アナフィラキシーの症状を有する児童生徒・園児でございますが、まず、小学校3校の合計で12人となっております。内訳が、斑鳩小学校で2人、斑鳩西小学校で3人、斑鳩東小学校で7人となっております。次に、中学校2校の合計でございますが、2人でございます、内訳といたしましては、斑鳩中学校、斑鳩南中学校それぞれ1人となっております。次に、幼稚園3園の合計でございますが、このアナフィラキシーの症状を有する者は2人となっております、内訳が、斑鳩幼稚園で1人、斑鳩東幼稚園で1人の2人となっております。

なお、このうち、アナフィラキシーに備えましてアドレナリン自己注射薬、いわゆるエピペンを持参をしております児童生徒、園児につきましては、まず、小学校の合計が3人、小学校では3人おまして、その内訳は、西小学校で1人、斑鳩東小学校で2人となっております。次に、中学校では、斑鳩中学校の生徒1人でございます。そして、最後に幼稚園では、斑鳩東幼稚園で1人がエピペンを持っていると、持参しているという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。食物アレルギーを有する児童生徒は全体で98名、そのうち、アナフィラキシーの症状を有する児童生徒は16名、アドレナリン自己注射薬、エピペンを持参している児童生徒は5人という人数をお聞きいたしました、アレルギーに悩む子どもさんがこんなに多くおられるのかと認識を新たにいたしました。

次の2点目でございますが、アレルギー対応の基本は正確な情報の把握、共有であると思っておりますけれども、食物アレルギーを有する児童生徒の把握ですけれども、入園・入学時にされると思っておりますが、どのように把握されるのでしょうか。また、給食の提供はどのような手順で行われているのか、お伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） まず、学校給食におけます食物アレルギー対応の基本的な考え方でございますが、もちろん安全性を最優先をいたしまして、校長、園長等、管理職を

初め、養護教諭、栄養教諭、学級担任など全ての教職員が食物アレルギーの認識でありますとか、対処法、あるいは食物アレルギーを有する園児・児童生徒の健康状態について共通認識を持ちながら連携し、園児・児童生徒の給食の提供における配慮あるいは管理に生かすことが大切であるというふうに考えてございます。

このため、本町の全ての小中学校・幼稚園では、まず、入学あるいは入園時に全児童生徒、園児を対象にいたしまして、保護者に健康調査票というものを作成いたしまして、保護者の方に記入をしていただいております。この中で、アレルギー疾患の有無でありますとか、その症状等について、また、保護者と個別に面談を行っております。また、家庭訪問の際にも健康状態に変わりがないか保護者から聞き取りを行っております。こうやって常日ごろから園児・児童生徒の健康状態を適切に把握に努めているということでございます。

次に、給食の提供についてでございます。児童生徒それぞれのアレルギー症状に対応いたしますために、まず、調理の段階におきまして食材の成分表を十分に確認するとともに、食物アレルギーを有する児童生徒とそうでない児童生徒の調理を区別し、また、個別にアレルギーの原因であるいわゆるアレルゲンとなる食材の除去を行っております。また、アレルゲンとなる食材を除去したメニューを間違えて配膳しないように、サランラップ等で包み、児童生徒の学級や氏名等を記載しているところでございます。また、給食食材によりましてアレルゲンとなる食材の除去ができない場合がございます。その場合は保護者にお願いをいたしまして、弁当をご持参をいただいている状況でございます。

次に、教室におきましては、児童生徒のみで給食を食べることがないように、学級担任も一緒に食べるとともに、あらかじめ栄養教諭等から指示を受けた学級担任は、献立表を確認し、児童生徒それぞれのアレルギー症状に応じてアレルゲン食材を含むメニューを把握しているところでございます。

なお、この前の事故のようですね、給食のおかわりをする場合につきましては、特にアレルギー疾患を有する児童生徒については、当該児童生徒から学級担任に、必ずその際に、おかわりするときに学級担任に申し出るように指導しております。その当該担任がその申し出を聞き、さらに献立表で食材の確認を行い、アレルゲン食材を含むメニューをおかわりすることのないように十分注意を払っているところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。入園・入学時に児童生徒全員を対象に

把握され、また、個別に面談され、大変丁寧に行っていただいております。また、給食の提供も細心の注意を払い提供されているとのことでございます。大変にありがとうございます。

3点目でありますけれども、先ほどの回答にもいただきましたが、アナフィラキシーの症状を有する児童生徒は16名、エピペンを持参している児童生徒は5人ということです。食物アレルギーの中でも、特にアナフィラキシーは迅速な取り組みが必要となっております。学校ではどのような対応が行われているのか、また、職員全体の研修はどのように実施されているのか、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） まず、食物アレルギーに対する教職員の認識といたしまして、アレルギー疾患によって症状が急速に変化し得ることを理解し、日ごろから緊急時に備えておくことが重要であるというふうに考えております。

また、特にアナフィラキシーにつきましては、原因の多くが食べ物によるものでありまして、じんま疹、腹痛や嘔吐、呼吸困難などの症状が複数同時かつ急激にあらわれるもので、血圧低下や意識を失うなどのショック状態に陥るものであります。万が一このような事態になりましたら、一刻も早く人工呼吸でありますとか、AEDの使用など一時救命措置を行う必要があります。

また、効果的な措置として、エピペンをショック症状が進行する前の初期症状のうちに注射するのが効果的であるとされております。このエピペンは、本人もしくは保護者がみずから注射する目的でつくられたものであります。アナフィラキシーショックにより症状の進行は急速でございます。エピペンが手元にあるながら児童生徒が自分で注射できない場合が考えられます。このことから、現場に居合わせた教職員が、救急隊員が到着するまでの間の緊急措置として児童生徒にかかわって注射できるよう、日ごろからアナフィラキシーの対処方法やエピペンの使用方法等について認識を高めておくことが重要でございます。

このような状況を踏まえまして、本町では、毎年、奈良県教育委員会が主催をいたします学校給食調理員等研修会に、栄養教諭でありますとか、栄養職員、また委託業者の栄養士等が参加をいたしまして、アナフィラキシーの対処方法やエピペンの使用方法等の基本的な知識等を取得するとともに、各学校で養護教諭が中心となりまして研修会を開催し、管理職を初めとした全教職員がアナフィラキシーの対処方法を学び、また、エピペンの練習機器を使い、いざというときには確実に使用できるよう努めているところ

でございます。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。全教職員の皆さまが、緊急時の対処法を日ごろから研修しておられるとのことでございます。これからも万全の体制で研修の推進をよろしくをお願いいたします。

4点目でございます。食物アレルギーの対応の目標は、事故を起こさないということですが、事故予防の観点から、給食の工程をチェックし、事故リスクを評価して、さらなる予防策を検討するヒヤリハットの取り組みはどのようにされているか、お伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 学校給食におけます食物アレルギー対応にかかわるヒヤリハット等の取り組みについてでございます。ひやりとしたこと、はっとした経験を取り上げることによりまして全ての教職員に対する注意喚起につなげるとともに、そうした事例を顕在化させることで対策をとることが可能となりまして、未然の事故防止に大きく役立てることができるものでございます。

例えば、給食室の配膳台で除去食を誤ってほかの学級に配膳しかけた事例等につきましても、そうした際には、各学校における職員会議などで校長等の管理職、栄養教諭や学校栄養職員あるいは養護教諭、学級担任そして調理員などによりまして情報の共有を行いながら事故防止に努めているところでございます。

また、本年3月に文部科学省において食物アレルギー対応の方針等を定める際の参考となる資料といたしまして、学校給食における食物アレルギー対応指針を示されておりまして、食物アレルギー対応委員会の設置でありますとか、献立の作成等についての基本的な考え方が示されているところでございます。今後、この指針を参考といたしながら、より一層安全、安心かつ確実な食物アレルギー対応の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。教職員の皆さまのさらなる研修の推進とともに、医療機関、消防機関への連携につきましても円滑に進みますよう、ご支援をよろしくお願いいたします。

未来を担う子どもたちの大切な命を守るため、日々大変ご苦勞をおかけし、お世話になりますが、事故ゼロを目指し、徹底した研修に取り組んでいただきますよう、よろし

くお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、2項目目の質問をさせていただきます。2項目目は、生活困窮者自立支援法についてお伺いをいたします。今、日本では、所得が平均的水準の半分以下の相対的貧困といわれる層が16.1%に達し、特に現役世代の単身女性は3人に1人が相対的貧困となっております。高度経済成長期には右肩上がりであった日本の経済状況は、1990年代以降、バブル崩壊の影響が長期化し、構造的景気低迷が続いております。完全失業率は上昇し、長期失業者や若年層の失業者が増加しております。90年代以降、非正規雇用労働者の割合が大幅に上昇し、2005年には全体の3割を超えています。また、生活保護受給者数は1995年を境に増加、2011年には現行制度下で過去最高となり、2012年3月には約211万人と報告されております。

生活保護は最後のセーフティーネット、安全網です。最低生活保障のための大変大事な制度ですが、そこには困窮から脱却していくことを支援する仕組みはありません。4月から施行された生活困窮者支援法は、最後のセーフティーネットのいわば手前にもう1つのセーフティーネットを張ろうとするものです。仕事や健康などで深刻な問題を抱えた人を生活保護に至る前に支え、新たな人生への挑戦を後押しする画期的な法律であります。

1点目に、本町においての生活困窮者自立支援制度の実施について、その方向性についてお伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） まず、生活困窮者自立支援法について少し述べさせていただきます。本年の4月1日に施行となりましたこの法律につきましては、生活保護の申請に至る前の段階の生活困窮者に対しまして自立に向けた支援を行うことを目的といたしております。低収入で生計を立てざるを得ない方、あるいは突然に収入が絶たれることとなった方に対しまして支援を行っていくことを定めた法律でございます。

この生活困窮者自立支援法の実施主体は、都道府県・市及び福祉事務所を設置する町村であるため、福祉事務所を設置していない本町にとりましては、奈良県が実施主体となるものでございます。この実施主体であります奈良県におきましては、既に昨年度、この自立相談支援事業を行っております。奈良県中和生活自立サポートセンターを開設いたしまして、生活困窮者への自立相談支援業務をこの法律の施行前のモデル事業として行ってきたところでございます。

このたび、この法律が施行された4月以降につきましては、社会福祉法人奈良県社会福祉協議会及び民間の会社でありますテンプスタッフキャリアコンサルティング株式会社というところに業務委託を行いまして、奈良県中和・吉野生活自立サポートセンターを開設いたしまして、前年度と同様に自立相談支援業務と、また、それと同じく必須事業でございます住居確保給付金の業務について実施をいたしておるところでございます。また、これら必須業務の事業のほかに、奈良県では、任意事業といたしまして、生活困窮者の子どもたちへの学習支援事業も実施しているというところでございます。

本町におきましては、この、まず、任意事業で県が行っております子どもたちへの学習支援事業につきましては、先に実施いたしました総合教育会議の中でも町から提案をいたしまして、子どもたちへの学習支援について教育委員会で今後協議していただくこととなっております。あと、相対的なことでございますが、先ほど述べましたとおり斑鳩町は福祉事務所を設置してはいませんので実施主体とはなりませんものの、この制度につきまして、町広報やホームページなどを活用いたしまして、この制度の周知あるいはサポートセンターの活動内容について周知を図るとともに、生活困窮者の方に対しまず相談体制の充実に努めていくということでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。町の広報やホームページを通じて活動内容の周知を図るとともに、生活困窮者の方に対する相談体制の充実に努めていただくというお答えをいただきました。

それでは次に、生活困窮者の実態把握をどのようにされ、今後もどのような取り組みをされていかれますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 町といたしましては、住民の皆さまに最も身近な行政機関といたしまして、県や、県が設置する自立相談支援機関と十分連携を図りつつ、まず、一時的な相談に応じるとともに、生活困窮者の方の状況に応じまして、自立相談支援機関あるいは福祉事務所などとの関係機関に適切に結びつけていく役割を担ってまいりたいと考えております。

また、あわせまして、相談者には、社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付制度など、とり得るさまざまな制度や事業についても紹介、調整等を行ってまいりたいと考えております。

特に、一次的な相談の前段となります生活困窮者の方の早期発見と把握につきまして

は、ご本人やご家族からの相談のほか、役場内の他の部署からの、福祉課以外からの連絡、あるいは民生委員やケアマネジャーなど第三者からの相談というのが考えられると
思っております。今後、これらの関係者の皆さまと連携を図りながら、生活困窮者の早
期発見、また個々の状況の把握などに努め、必要な支援につなげてまいりたいと考
えております。

また、相談時におきまして、生活保護による支援でないと今後の生計の維持が困難で
あると考えられる場合も出てくると思っております。その場合には、生活保護の実施機
関であります中和福祉事務所とも連携をいたしまして、生活保護の開始も視野に入れた
対応を引き続き行ってまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。生活困窮者と一口に言っても、経済
面、家族関係、精神的問題など多くの理由があり、複雑に絡み合っている場合もござ
います。そのような皆さんはなかなか声を上げられず支援にたどり着けなかったり、既存
の制度では救済されず社会的に孤立したりしているケースが少なくありません。生活困
窮者を支援することにより地域のつながりを再構築していくこの制度は、地方創生の基
盤づくりにもつながると思います。皆が支え合う温かい地域づくり、まちづくりのため、
これからも積極的な推進を要望させていただきます。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます
た。

○議長（中西和夫君） 以上で、13番、奥村議員の一般質問は終わりました。

これをもって、予定をいたしておりました一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

8日午前9時から建設水道常任委員会の開催が予定されておりますので、関係委員
には定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時08分 散会）